

第96回久留米市都市計画審議会 議事録

日時：令和4年11月1日 10:00～11:00

場所：久留米シティプラザ 5階 大会議室

○委員出席者 18名（内、代理出席者3名）

出席方法	区分		氏名	備考
現地	1号委員	学識経験者	辰巳 浩	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
ウェブ	〃	〃	大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授
現地	〃	〃	趙 世晨	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授
ウェブ	〃	〃	小原 江里香	久留米大学 経済学部 経済学科 准教授
現地	2号委員	市議会議員	永田 一伸	市議会議員
現地	〃	〃	佐藤 晶二	〃
現地	〃	〃	藤林 詠子	〃
現地	〃	〃	井上 寛	〃
ウェブ	〃	〃	早田 耕一郎	〃
現地	3号委員	関係行政機関	仲谷 俊昭 (代理:猿渡 基樹)	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所長
ウェブ	〃	〃	高橋 涼 (代理:岡本 直樹)	福岡県 建築都市部 都市計画課長
ウェブ	〃	〃	大石 裕二	福岡県 朝倉農林事務所長
現地	〃	〃	黒木 正晴 (代理:外間 英樹)	久留米警察署長
現地	4号委員	市長が認めるもの	寺崎 鏡子	市民
現地	〃	〃	吉永 美佐子	〃
ウェブ	〃	〃	松尾 佳子	〃
現地	〃	〃	笠 幸夫	〃
現地	〃	〃	西野 恵子	〃

○委員欠席者 2名

	区分		氏名	備考
1号委員	学識経験者		原 浩美	久留米信愛短期大学 幼児教育学科 教授
4号委員	市長が認めるもの		田町 菜穂子	市民

○事務局出席者

都市計画課：秦課長、吉尾課長補佐、津川主査、花田、有富、山本

広域事業調整課：松尾課長補佐

	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○開催方法の説明・資料確認 ○出席状況、本会議成立の報告 (委員18名の出席により、2分の1以上の定数を満たす) ○会長挨拶 ○議事録の公開について(委員承諾) ○傍聴希望者の状況報告(傍聴希望者なし) ○議案の審議
事務局	<p>■議案の説明</p> <p>関連性があるため、一括して説明</p> <p>「議案第222号 北野大刀洗都市計画道路の変更 (福岡県決定)について」(諮問)</p> <p>「議案第223号 筑後中央広域都市計画道路の変更 (福岡県決定)について」(諮問)</p> <p>「議案第224号 筑後中央広域都市計画道路の変更 (久留米市決定)について」(付議)</p>
A 委員	<p>■議案に対する意見、質疑・応答</p> <p>・確認をさせていただく。昨今、久留米市は雨量が多くて特に北野地域は排水の問題が毎年のように発生している。道路を建設する際には、排水の計画をすることがあるが、都市計画道路を決定した当時は、そこまで考慮されていなかったかもしれない。道路の排水を考慮すると都市計画道路を建設した方がいいのではないかという意見が地元から無かったかどうか確認したい。</p>
事務局	<p>→道路整備等により、道路表面に降る雨水を適切に排水することは重要なことである。しかし、今回の都市計画道路の廃止による雨水対策をどうするのかという意見は、地元から出ていない。</p>
A 委員	<p>・北野地区は豪雨により毎回浸水する確率が高く、何回も浸水している。都市計画道路を建設するだけでなく、道路排水を適切に行うことも必要だろうと思っていたが、特に地元から意見がなかったということであれば了解したい。</p>
B 委員	<p>・都市計画道路が廃止される場合、現在の道路は県及び市の土地となっているが、廃止された後の道路は、どのような土地利用をされるのか。</p>
事務局	<p>→今回の都市計画道路の廃止は、現在の道路を拡張したり新設したりする計画の廃止であり、今ある現道を廃止するものではない。</p>

議長	<p>・この議案に関しては、特筆すべき意見はなかったため、議案第222号及び223号について「諮問された議案のとおり、進めて頂きたい」、として答申することによろしいか。</p> <p>(委員の賛同)</p>
議長	<p>・続けて、議案第224号について採決を行いたいによろしいか。</p> <p>(委員の賛同)</p> <p>(挙手制にて採決を行い事務局集計)</p> <p>採決の結果、全会一致により、議案第224号について、原案のとおり議決する。</p>
事務局	<p>■議案の説明</p> <p>関連性があるため、一括して説明</p> <p>「議案第225号 北野大刀洗都市計画用途地域の変更 (久留米市決定)について」(付議)</p> <p>「議案第226号 北野大刀洗都市計画準防火地域の変更 (久留米市決定)について」(付議)</p> <p>「議案第227号 北野大刀洗都市計画特別用途地区の決定 (久留米市決定)について」(付議)</p>
C委員	<p>■議案に対する意見、質疑・応答</p> <p>・1つ確認させていただく。用途地域を変更することで、特に第2種住居地域、近隣商業地域への変更を行うと第1種住居地域までであれば建築することができなかったもの、特にパチンコ店が立地可能となるが、市としてどのようにお考えか。</p>
事務局	<p>→用途によっては、パチンコ店が立地可能になるが、風営法により公共施設などから一定の距離は立地の制限がある。また、地元説明会でも特に意見がなかったため制限をかけていないが、今後規制を要望する意見が地元から出るようであれば、地区計画等による土地利用の補完のルールを活用しながら検討していく。</p>
D委員	<p>・今回の用途地域の変更は緩和が主となっており、特に県道に沿って、第2種住居地域に変更される。北野地区では第1種低層住居専用地域と第2種住居地域が接することになるが問題ないのか。第2種住居地域は、比較的高層な建築物が建てられるが、第1種低層住居専用地域は、主に2階建てまでの低層な住宅しか建築されない。その2つの用途地域が接することになるが、問題にならないか。</p>
事務局	<p>→例えば第1種低層住居専用地域が準工業地域等、住居系以外の用途地域と接することについては問題があると認識しているが、今回の変更のような住居系同士の用途地域が接する場合は問題ないと考えている。</p>

D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域と第2種住居地域が接することは問題がないとのことだが、実状としても問題はないのか。第1種低層住居専用地域に低層の建築物が建築されている近くに高層の建築物が建築されることになるが、地元からの意見はなかったのか。意見がなければ問題ないが、心配している。
事務局	<p>→地元説明会を開催しているが、高層の建築物を懸念する意見はなかった。住居系の用途地域であれば、建築基準法上も日影規制等がかかるため、一定の制限はされることになる。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・その他意見が無ければ、議案第225号について採決を行いたいがよろしいか。 <p>(委員の賛同) (挙手制にて採決を行い事務局集計)</p> <p>採決の結果、全会一致により、議案第225号について、原案のとおり議決する。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・続けて、議案第226号について採決を行いたいがよろしいか。 <p>(委員の賛同) (挙手制にて採決を行い事務局集計)</p> <p>採決の結果、全会一致により、議案第226号について、原案のとおり議決する。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・続けて、議案第227号について採決を行いたいがよろしいか。 <p>(委員の賛同) (挙手制にて採決を行い事務局集計)</p> <p>採決の結果、全会一致により、議案第227号について、原案のとおり議決する。</p>
事務局	<p>■議案の説明</p> <p>関連性があるため、一括して説明</p> <p>「議案第228号 筑後中央広域都市計画用途地域の変更 (久留米市決定)について」(付議)</p> <p>「議案第229号 筑後中央広域都市計画準防火地域の変更 (久留米市決定)について」(付議)</p> <p>「議案第230号 筑後中央広域都市計画特別用途地区の変更 (久留米市決定)について」(付議)</p> <p>■議案に対する意見、質疑・応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、意見なし

議長	<ul style="list-style-type: none"> ・意見が無ければ、議案第 2 2 8 号について採決を行いたいがよろしいか。 （委員の賛同） （挙手制にて採決を行い事務局集計） <p>採決の結果、全会一致により、議案第 2 2 8 号について、原案のとおり議決する。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・続けて、議案第 2 2 9 号について採決を行いたいがよろしいか。 （委員の賛同） （挙手制にて採決を行い事務局集計） <p>採決の結果、全会一致により、議案第 2 2 9 号について、原案のとおり議決する。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・続けて、議案第 2 3 0 号について採決を行いたいがよろしいか。 （委員の賛同） （挙手制にて採決を行い事務局集計） <p>採決の結果、全会一致により、議案第 2 3 0 号について、原案のとおり議決する。</p>
事務局	<p>■議案の説明</p> <p>「議案第 2 3 1 号 久留米小郡都市計画用途地域の変更 （久留米市決定）について」（付議）</p>
E 委員	<p>■議案に対する意見、質疑・応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十三部交差点からゆめタウンまでの道路を通称中環状道路というが、中環状道路は、津福今町までつながっている。今回の変更と同じように中環状道路に沿って用途地域の変更が必要ではないか。
事務局	<p>→今回は、中環状線の道路開通に伴って、沿道を第 2 種住居地域に変更するものである。十三部交差点の南側の中環状道路の沿道については、既に第 2 種住居地域が指定されている。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・その他意見が無ければ、議案第 2 3 1 号について採決を行いたいがよろしいか。 （委員の賛同） （挙手制にて採決を行い事務局集計） <p>採決の結果、全会一致により、議案第 2 3 1 号について、原案のとおり議決する。</p>
議長	<p>以上をもって、全ての議案審議を終了する。</p> <p>○閉会</p>